

## 生前贈与・相続税対策と小規模宅地の減額特例

平成27年から適用される改正相続税について、顧問先をはじめ多くの資産家が心配をしています。この心配を払拭することのスタートは、本人の足下<sup>あしもと</sup>を確認することです。つまり、現時点の推定相続人と本人の財産を確認して、負担すべき相続税額を認識することです。

これを顧問先に提示することが顧問税理士としての責務でしょう。そのための具体的な対応、すなわち生前贈与分岐点計算、これに基づく贈与可能財産の確認と贈与の実行、贈与と譲渡の比較、相続開始までにどのようなことを行っておくべきかなどを説明します。

更に、相続税の負担軽減のインセンティブである小規模宅地等の減額特例制度について、特定事業用等宅地等、特定居住用宅地等の適用要件と具体的な事例に基づく適用関係、貸付事業用宅地等の生前贈与の実行による対応、一棟の建物の被相続人及び親族の居住用の判定、減額特例による具体的な計算などについて解説します。

※上記の研修テーマに関する質問がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

### 講師紹介 税理士 岩下 忠吾 氏

租税訴訟学会理事、日本税務研究センター資産税事例研究員、日本税務会計学会相談役  
東京地方税理士会税法研究所主任研究員、早稲田大学法科大学院講師

〈 著 書 〉

「詳細 相続税 改訂版」(日本法令)・「相続税あんしんキット」(日本法令)

「消費税 課否チェックリスト(税務経理協会)・「非上場株式の評価と承継対策」(税務経理協会)

「相続税 資料収集・財産評価・申告書作成書式集」(日本法令・CD)

「総説 相続税・贈与税 第三版」(財經詳報社)・「総説 消費税法」(財經詳報社)

### = 開催要領 =

1. 日 時 平成26年10月23日(木) 10時00分~16時00分(受付開始 9時30分)
2. 会 場 税理士会館8階会議室
3. 定 員・受講料 150名(先着順)・1名 10,000円(昼食付き)
4. お申込方法 振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講料は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
  - ・研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
  - ・キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)

※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース8月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。